

貿易總務局農林連絡部設置要領 (三三九六) 商工省

- 一 貿易總務局農林連絡部は、農林畜水産物及び飲食料品の生産、配給及び消費並びに農畜水産業専用物品の生産（炭酸カルシウム以外の化学肥料、農機具、漁網綱、漁船及び漁船用機関の生産を除く。）配給及び消費に関する行政上の連絡調整を図ることを目的とする。
- 二 貿易總務局農林連絡部は、貿易總務局にこれを置、農林連絡部長は、商工大臣がこれを任命する。
- 三 貿易總務局農林連絡部に所要の職員若干名を置く。
- 四 貿易總務局農林連絡部の設置は、差し当り現行官制の改正によらず臨時機構としてこれを設ける。